

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 28 年 6 月 3 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 30 年 1 月 16 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 30 年 2 月 9 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(情報セキュリティ規程の整備) 情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。	平成 28 年 11 月 22 日開催の理事会において、「情報セキュリティ管理規程」を制定した。 また、上記規程第 16 条に基づき、具体的な管理基準として、平成 29 年 3 月 1 日付けで「情報セキュリティ管理基準」を制定した。
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(ID、パスワードの管理) ID 及びパスワードの管理は個人任せであり、桁数や定期的な変更ルールなどは定められておらず、極めてセキュリティが脆弱である。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人として規定を行う必要がある。 また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。	平成 29 年 3 月 1 日付けで制定した「情報セキュリティ管理基準」の中で、ID 及びパスワード等の管理運用に関するルールを定めた (ID については第 7 条、パスワードについては第 10 条、システム上の制限設定については第 9 条、モニタリングについては第 19 条にそれぞれ規定している)。
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(記録媒体の管理) 本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。	平成 29 年 3 月 1 日付けで制定した「情報セキュリティ管理基準」第 13 条において、電磁的記録媒体の管理運用に関するルールを定めた。